

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

公 告

- 市町村管土地改良事業の換地処分届出(北秋田地域振興局農林部)…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)…………… 3
- 土地改良区の役員就任届出(仙北地域振興局農林部)…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)…………… 3
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件…………… 3

告 示

目次	ページ
保安林の指定の解除(五三三・秋田地域振興局農林部)……………	1
道路区域の変更(五三三・道路課)……………	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可(五三四、五三五・鹿角地域振興局建設部)……………	2

秋田県告示第五百三十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する。
 平成十七年六月十日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
郡	市町村	大字	字	地番	台帳見込み(平方メートル)	見込み(ヘクタール)	面積見込み(ヘクタール)		
潟上市		昭和豊川竜毛	後山	一一の一	五、五二三	〇・五五二三	〇・〇五二三	干害の防備	公益上の理由
"	"	"	"	一一の二	九、一五六	〇・九一五六	〇・二〇三四	"	"
"	"	"	"	三五の二	三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇二二五	"	"

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに潟上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年六月十日

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北秋田市から平成十七年六月一日土地改良事業（阿仁地区（湯口内工区・小様工区）中山間地域総合整備事業）に係る換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、若美町払戸土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年六月二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市四ツ屋第一土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十日

秋田県知事 寺田典城

就任監事の住所及び氏名
大仙市高関上郷字南谷地五十四番地

須田三男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大仙市四ツ屋第一土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年六月三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

応急修理車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年九月三十日（金）

(四) 納入場所

秋田県鹿角地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(一) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十七年六月十日（金）から同月二十日（月）まで

の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年六月二十四日（金）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六

十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
 和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 速度測定装置 四式
- (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
 平成十七年十一月三十日(水)
- (四) 納入場所
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十七年六月十日(金)から同月二十日(月)まで
 の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年六月二十四日(金)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百
 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
 和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 ストローマシーン 一式
- (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限

平成十七年九月三十日(金)

(四) 納入場所

秋田県畜産試験場

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十七年六月十日(金)から同月二十日(月)まで

の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年六月二十四日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄